

令和6年第2回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年6月17日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 第 5 議案第 27 号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 6 議案第 28 号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 第 7 議案第 29 号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 8 議案第 30 号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 第 9 議案第 31 号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 第 10 議案第 32 号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案について
- 全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第 11 議案第 33 号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 12 議案第 34 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 13 議案第 35 号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第 36 号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 15 議案第 37 号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 同意案第 1 号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて
- 第 17 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて
- 第 18 決議案第 1 号 令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について
ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君
3番	曾根	敏明	君	4番	能登	ゆう	君
5番	川人	孝則	君	6番	藤門	弘	君
7番	山口	芳之	君	8番	岩井	英明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希	君
副	村	大	石	和
会	計	谷	早	苗
管	理	秋	元	千
者		林	義	幸
総	務	小	林	義
課	長	高	松	重
長		神	信	弘
住	民	釣	賀	謙
課	長	根	井	朗
長		藤	田	俊
保	健			幸
福	祉			君
課	長			君
長				君
産	業			君
課	長			君
長				君
建	設			君
課	長			君
長				君
教	育			君
長				君
教	育			君
委	員			君
会	次			君
長				君

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書			記	今	泉		央	君

(午前 9時00開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和6年第2回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、報告1件、議案11件、同意案1件、諮問案1件、決議案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたしたいと思えます。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、曾根敏明君及び4番、能登ゆう君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は6月19日までの3日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほどお手元に配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思えます。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和6年5月分の例月出納検査結果報告書が提出されておりますので、2ページから3ページとして配付いたしております。
第3に、去る6月11日に第75回北海道町村議会議長会定期総会が開催され、4ページから8ページに配付いたしておりますように決議されましたので、ご報告申し上げます。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） 改めましておはようございます。それでは、行政報告を6件させていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。まず、1ページ目につきまして、赤井川村情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況についてでございます。赤井川村情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況を下記のとおり報告いたします。

記として、赤井川村情報公開条例の運用状況、期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、開示請求件数6件、決定区分、全部開示が2件、一部開示が4件となっております。2、個人情報保護制度の運用状況、期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、開示請求件数なし。3、運用状況の公表については、7月の広報により公表するというので、1枚めくっていただきますと2ページ以降に情報公開条例の運用状況、それぞれ件数別に請求内容、決定内容、理由等、あと担当課ということで資料を添付しておりますので、後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

続きまして、4ページに入ります。赤井川村と北海道ガス株式会社との包括連携協定の締結についてということでございます。カーボンニュートラル時代を展望しつつ、エネルギーサービス事業者と連携し、当村の特性を生かした村づくりで地域課題の解決を図り、持続的に成長する社会を目指し、令和6年6月10日に北海道ガス株式会社との包括連携協定を締結しましたので、次のとおり行政報告いたします。

丸として、包括連携協定の概要、赤井川村と北海道ガス株式会社は緊密に相互連携し、それぞれが有する資源を有効に活用して赤井川村における省エネと再生可能エネルギーの地産地消を促進し、地域経済の活性化と脱炭素の推進を図ることを目的として、双方が合意し、協定締結を行っております。丸として、連携事項として、省エネ、地域再生可能エネルギーの活用を推進、拡大し、エネルギーの脱炭素化、地産地消を実現すること、森林資源等の適正管理により生み出される非化石価値の地域内活用に関すること、3つ目として地域の魅力発信や生活環境の向上に関すること。丸として、北海道ガス株式会社の概要、本社、北海道札幌市東区北7条東2丁目1番1号、設立は明治44年7月12日でございます。代表者、代表取締役社長、川村智郷、事業内容はガス供給事業、電力供給事業などでございます。

続きまして、5ページ入ります。北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果についてでございます。赤井川村では村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流域にて表流水、沢水を採取しています。直近のモニタリング結果として次のとおり報告します。米印で、令和3年10月からのモニタリング結果については村ホームページで公表しています。下記の採取結果のとおり、全て基準値以内ということで調査を了して

おりますので、この内容についてまた村のホームページに公表していきたいというふうに考えてございます。6ページが採取場所等の図面を添付しておりますので、参考にさせていただければと思います。

次に、7ページ目に入ります。赤井川村地域福祉計画などの策定について、地域共生社会の実現を目指し、赤井川村における地域福祉を推進するための基本的な方向性を掲げる計画として、社会福祉法の規定に基づく第2期赤井川村地域福祉計画の策定をはじめ、次のとおり各種福祉計画を策定しましたので、行政報告いたします。1として、策定した福祉関連計画、計画期間でございます。1つ目が第2期赤井川村地域福祉計画、関係法令が社会福祉法で、令和6年度から令和11年度まで。②として第9期赤井川高齢者保健福祉計画、関係法令としては老人福祉法でございます。令和6年度から令和8年度まで。③として赤井川村障害者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画でございます。関係法令は障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法で、令和6年度から令和8年度まででございます。2として、地域福祉計画策定に係る村民アンケートの実施結果でございます。対象18歳以上の村民790件、回収370件、うちウェブ回答が89件で回収率は46.8%。3番目のパブリックコメントの実施は、令和6年2月28日から令和6年3月31日まで実施しており、意見はなしということで、各種計画書についてはお手元に配付させていただいております緑のものが赤井川村地域福祉計画、ちょっと厚めのものが第2期赤井川村地域福祉計画の概要版と本版、それと赤井川村高齢者保健福祉計画、最後にちょっと薄めのやつが第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画ということでお手元に配付しておりますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

続きまして、8ページ目に入ります。令和5年度赤井川村事業継続持続化支援事業業務完了報告についてでございます。1として、業務の目的、エネルギー、資材価格などの物価高騰の影響を受けた赤井川村内事業者の事業継続を支援するため、赤井川村事業継続持続化支援事業支援金を交付することにより、事業者の負担軽減と地域経済の活性化を図ることを目的としております。期間は令和6年1月15日から令和6年の3月29日まで、契約先は赤井川村字赤井川83番地、赤井川村商工会会長、葛原多恵子さんでございます。4、契約金額は19万8,000円、5として業務内容、支援金の支給事務及び支援金に関する周知ということで、6として交付金の予算額としては法人事業主に300万円、個人事業主に400万円、計700万円の予算措置をしました。7として、交付実績として法人事業主28件に10万円で280万、②として個人事業主73件で5万円で365万円、トータルで101件、645万円を交付しております。交付率としては92.14%ということで事業を完了してございます。

続いて、最後のご報告になります。令和6年3月1日以降の工事発注状況についてでございます。9ページ目の3月27日、赤井川村体育館管理業務（債務負担）から次ページ、10ページの5月22日、共栄の沢川護岸改修工事までの48件について、その発注状況についての資料を添付しておりますので、後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

以上、6件について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 報告第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、一般会計分を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について提案させていただきます。

令和5年度赤井川村一般会計補正予算書第6号第2条、第13号第2条並びに第14号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

1枚おめくりいただきますと令和5年度の赤井川村繰越明許費繰越計算書を添付しております。款、項と事業名、それと翌年度の繰越額のみご報告させていただきます。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記などに係るものに限る。）につきまして434万円、下段の社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務（戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るもののうち、戸籍事務内連携のための機能の整備作業に係るものに限る。）について繰越額308万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、下水道広域化推進総合事業構成町村負担金4,324万4,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業補助金555万1,000円、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金350万4,000円。

6款商工費、1項商工費、カルデラ温泉既存熱源設備等改修工事3,216万円、カルデラ温泉インバーター設置工事167万2,000円。

7款土木費、5項住宅費、村営中央団地外部個別改善改修工事1,782万円。

合計で翌年度繰越額として1億1,137万1,000円でございます。

左の財源内訳については、ご確認いただければというふうに思います。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

◎日程第5 議案第27号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第27号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第27号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第27号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、この条例を改正しようとするものである。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。第2条第5項の改正につきましては、特定個人番号の利用事務についての規定の整備となっており、条例改正による影響は特にありません。

第2条第6号の改正につきましては、利用特定個人情報についての規定の整備となっており、条例改正による影響は特にありません。

第4条第1項及び第4条第3項の改正につきましては、文言の整理となっており、条例改正による影響は特にありません。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第27号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第27号 赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第28号及び日程第7 議案第29号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第6、議案第28号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第6、議案第28号から日程第7、議案第29号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第28号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について及び日程第7、議案第29号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長(小林義幸君) ただいま上程いただきました議案第28号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第28号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3

月30日に公布されたことに伴い、この条例を改正しようとするものである。

議案4ページの改正要点資料を御覧ください。第2条の改正につきましては、施行令改正に合わせて後期高齢者支援金分課税額の限度額を24万円に引き上げる内容となっており、条例改正による影響はごく少数の世帯において課税額が2万円増となります。

第23条の改正につきましては、限度額の引上げに伴い、低所得者に対する軽減判定の範囲を広げるために計算式を整備する内容となっており、条例改正による影響は5割及び2割軽減の世帯が少数増加いたします。

続きまして、先ほど上程いただきました議案第29号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第29号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、この条例を改正しようとするものである。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。第2条の改正につきましては、該当した設備の課税免除申請期間を「令和6年3月31日」までを「令和9年3月31日まで」に改正する内容となっており、条例改正による影響は申請期間が3年延長されることとなっております。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

連議員。

○2番（連 茂君） 新旧対照表を読んで、内容的に大きく問題があることはないのですが、議案第28号のほうの条例改正に伴う影響というところで表現の仕方が僕はどうしてもこれ納得できないのですけれども、ごく少数のというのと少数増加という言葉が出てきます。この表現の仕方というのはどうしてもこういう表現の仕方をしなければいけなかったのでしょうか。例えば具体的に何人だとか、何%だとかというふうな部分での表現の仕方のほうが妥当だと思うのですが、その辺どういう判断でこういうふうな表現の仕方をしたか説明をお願いします。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま議案第28号についての改正要点資料の条例改正によ

る影響の中で、ごく少数または少数という部分についてのご説明がございました。この違いにつきましては、ちょっと明確にはお答えできないのですが、今現在この条例改正案を制定する段階では、大変申し訳ありません、世帯数がまだ決まっていない状況でしたので、何%とか言える状況ではありませんでした。ただ、片方がごくで片方がごくがっていないという部分については、連議員のおっしゃるとおりかと思しますので、その辺につきましては今後さらなる文言の整理をさせていただいて、次期条例改正案につきましてはその部分がないように検討していきたいと思っております。

○議長（岩井英明君） 連議員。

○2番（連 茂君） 今の説明だと、所得に関する部分でいうと24万円に引き上げる家庭の世帯数自身がまだ把握できていないというふうに考えていいのですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○2番（連 茂君） それで、ごく少数というのは住民課長のほうで多分ごく少数だろうと想像したというふうに僕は受け取っていいのですか。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（小林義幸君） 想定する段階では、片手以下というふうにこちらのほうでは判断しております。それで、このような文言とさせていただきました。

○議長（岩井英明君） 連議員。

○2番（連 茂君） 致し方ない点もあるのかもしれないですが、僕らが聞くときにはこういうふうなものの対象になるのは何人だとか、何%だとかというふうなある程度明確な数字というを得た上で判断していかなければいけないというところがあるので、特にごく少数というのは1万人の中の10%と1,000人の中の10%というのは受ける感覚というのは全く違うわけですから、その辺に関しては今後含めてこういう表現の仕方よりはある程度明確になった表現の仕方というのをお願いしたいなと思って、質問を終えさせていただきます。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第28号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第28号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第29号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第29号 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第30号及び日程第9 議案第31号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第30号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第8、議案第30号から日程第9、議案第31号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第30号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第9、議案第31号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第30号及び議案第31号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第30号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案4ページをお開きください。第23条の改正は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の供覧に供する規定へと改正。

また、第36条第3項は、内閣府令の改正に伴う文言の整理となっております。

次に、議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、この条例に定める小規模保育事業等における保育従事者の配置基準を見直すため、この条例を改正しようとするものであります。

4ページ目をお開きください。第29条第2項第3号及び第4号の改正は、小規模保育事業所A型における職員配置基準について満3歳以上満4歳に満たない児童はおおむね20人につき1人の職員配置をおおむね15人につき1人と、満4歳以上の児童についてはおおむね30人につき1人の職員配置をおおむね25人につき1人へと改正するものです。

以降、第31条第2項第3号及び第4号の改正においては小規模保育事業所B型における職員配置基準を、第44条第2項第3号及び第4号の改正は保育所型事業所内保育事業所における職員配置基準、議案5ページ目になりますが、47条第2項第3号及び第4号の改正については小規模事業所内保育事業所における職員配置基準を同様に改正するものです。

なお、職員配置基準が改正されますが、村内に対象となる施設はありません。

以上で議案第30号及び第31号のご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第30号の提案の説明、改正要点資料の中の条例改正による影響ということで、特に影響なしとなっているのですが、村内のへき地保育所もこの条例は対象になるものかどうかということに加えて、対象にならない場合でもこれに準じた運用が行われてしかるべきだと思います。例えばインターネットを利用して公衆の供覧に供す

る規定へと改正というところも、インターネットでいろいろ情報見れるようにということだと思っておりますけれども、そういうこともこの条例改正に準じてへき地保育所のほうでも対応するべきかと思っておりますが、その辺影響について教えていただければと思います。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） まず、1点目の本条例がへき地保育所について適用されるかという部分については、今のところ適用はされないということでまずご理解をいただきたいと思っております。ただ一方、ご意見がありましたように同様の保育所ですから、情報については書面掲示及びインターネットでの供覧ということについては小規模保育事業等については求める基準ということになってございますので、その点、今ご質問いただきました点につきましては今後ご検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第30号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第30号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第31号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第32号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第32号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

○産業課長（神 信弘君） それでは、私からただいま上程いただきました議案第32号についてご説明させていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第32号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案について、赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

理由としましては、畑地かんがい水利使用の水利権更新に伴い、給水区域地番を変更するため、この条例を改正しようとするものでございます。

9ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、条例別添の給水区域地番調査の変更をすることによりまして給水区域地番が589筆から675筆と86筆増えることによりまして、新たに使用者5戸及び受益面積5ヘクタール以上の受益者、こちらは2戸になりますが、増えることによって分担金の増額が見込まれることとなります。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することに決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第11 議案第33号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

○産業課長（神 信弘君） ただいま上程いただきました議案第33号についてご説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

理由としましては、赤井川村構造改善センター使用料の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、入館料、大人600円、子供は300円に、回数入館料、大人6,000円、子供3,000円に増額、自動販売機設置料と売店使用料については消費税10%に見合う改正を行うものでございます。この改正に伴いまして入館料の負担が増額となりますが、入館料について福祉パスポートを提示される方については現行どおり影響はございません。自動販売機設置料及び売店使用料につきましては、増額となりますが、現在構造改善センターにつきましては指定管理者制度を活用しまして運用していることから、こちらにつきましては村への収入等はなく、現行と変わらない状況となります。こちらにつきましては、村で運営をするという形になった場合によって自動販売機の設置料、また売店使用料がかかってくるというようなこととなります。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） ただいま議題となっております議案第33号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第34号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第34号についてご説明いたします。

なお、一部変更規約及び新旧対照表の朗読はいたしません、提案理由についてご説明

させていただきます。

議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴いまして北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつきまして、地方自治法の規定によりまして関係市町村の議会の議決が必要でありますことから、今定例会に提出させていただきますところでございます。

2ページ目をお開きください。連合規約の改正点では、第4条及び第19条の改正とこれに付随する別表の改正となっております。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第34号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第35号ないし日程第15 議案第37号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この際、日程第13、議案第35号から日程第15、議案第37号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第2号)、日程第14、議案第36号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び日程第15、議案第37号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程されました3件についてご説明をさせていただきます。

まずは、令和6年度赤井川村一般会計補正予算書(第2号)でございます。

1ページをお開きください。議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第2号)。

令和6年度赤井川村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,540万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

2ページ入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額から4,373万8,000円を減じ、2億8,274万6,000円に。2項の国庫補助金の減でございます。

18款繰入金、既定額に4,500万円を追加し、2億1,244万3,000円に。2項基金繰入金の増でございます。

20款諸収入、既定額に1万3,000円を追加し、6,604万1,000円に。4項雑入の増でございます。

21款村債、既定額に1,080万円を追加し、4億4,079万円に。1項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に1,207万5,000円を追加し、29億4,540万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出に入ります。1款議会費、既定額に4,000円を追加し、4,749万8,000円に。1項議会費の増です。

2款総務費、既定額から1,028万1,000円を減じ、4億6,510万9,000円に。1項の総務管理費の減でございます。

3款民生費、既定額から566万3,000円を減じ、3億8,729万7,000円に。1項の社会福祉費で611万の減、2項児童福祉費で44万7,000円の増でございます。

4 款衛生費、既定額に86万9,000円を追加し、3億4,299万5,000円に。1 項の保健衛生費の追加でございます。

5 款農林水産業費、既定額に236万1,000円を追加し、1億8,019万6,000円に。1 項の農業費で198万2,000円、2 項の林業費で37万9,000円でございます。

6 款商工費、既定額に44万2,000円を追加し、2億4,479万円に。1 項の商工費の追加でございます。

7 款土木費、既定額に998万2,000円を追加し、5億2,461万5,000円に。2 項の道路橋梁費で1,040万7,000円、4 項の都市計画費で18万円、5 項の住宅費で60万5,000円の減でございます。

続いて、9 款教育費、既定額に153万2,000円を追加し、2億1,125万1,000円に。次ページに入ります。1 項の教育総務費で6,000円の減、2 項小学校費で79万2,000円の増、3 項の中学校費で39万6,000円の追加、4 項の社会教育費で25万1,000円の追加、5 項の保健体育費で9万9,000円の追加でございます。

10 款災害復旧費、既定額に1,300万円を追加し、1,300万円に。1 項の公共土木施設災害復旧費の増でございます。

12 款予備費、既定額から17万1,000円を減じ、198万3,000円に。1 項予備費の減でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の1,207万5,000円を追加し、29億4,540万4,000円にしようとするものでございます。

続いて、5 ページです。第2 表、地方債補正でございますけれども、変更部分のみご説明をさせていただきます。起債の目的としては、下から3 段目にゼロカーボンビレッジ推進調査業務（庁舎実施設計分）というものがございます。これについて補正前はゼロ、補正後については1,080万円ということで、起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりとなっております。合計額でいきますと1,080万円を増額した補正後の4億4,079万円となります。

詳細につきましては、副村長、担当課長によりご説明をさせていただきます。

なお、A 4 の1 枚で令和6 年度予算、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業案ということで添付させていただいておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。

続きまして、令和6 年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1 号）についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。議案第36号 令和6 年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）。

令和6 年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1 条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳出予算補正、歳出、3款諸支出金、既定額に2万1,000円追加し、2万3,000円に。1項の償還金及び還付加算金の追加でございます。

4款予備費、既定額から2万1,000円減じて17万9,000円に。1項予備費の減でございます。

歳出合計、既定額に補正額ゼロで、現計の2,018万2,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

続いて、令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）に入ります。

1ページをお開きください。議案第37号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,403万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に74万1,000円を追加し、1,905万9,000円に。1項の他会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に74万1,000円を追加し、4,403万2,000円にしようとするものでございます。

次ページ、歳出、1款総務費、既定額に74万1,000円を追加し、4,332万6,000円に。1項の総務管理費の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の74万1,000円を追加し、4,403万2,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせます。

以上、3件について提案説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 10分まで休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和6年度一般会計補正予算（第2号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業につきまして主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の8ページ目をお開きください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額から4,373万8,000円を減じ、1億1,402万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金の減額と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の新規計上でございます。エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、歳出のほうで担当課より説明を申し上げますが、交付決定額の確定に伴い、減額となるものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、別添の説明資料を御覧いただければと思いますが、1つは令和5年度低所得世帯支援実施分に対する配分で一般財源扱いとさせていただいております。2つ目は、まるっとカルデラ農村フェス補助金が交付金の対象となったことによる計上でございます。3つ目として、本年度国の対策で行われる令和6年度非課税等世帯対策分等として支給される見込みの交付金で、詳細は後ほど歳出のほうで担当課より説明を申し上げます。

続いて、9ページに移ります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に4,500万円を追加し、1億5,700万円にしようとするものでございます。内訳は、財政調整基金繰入金の増額で歳入不足を補うためのものでございます。

続いて、10ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に1万3,000円を追加し、1,910万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、多目的機能支払事業補助金返還金の新規計上で、都地区資源保全隊への補助金のうち一部が北海道新幹線工事に伴い対象面積が減少となったことによる返還金の計上でございます。こちらも詳細は歳出のほうで担当課より説明を申し上げます。

続いて、11ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に1,080万円を追加し、2億840万円にしようとするものでございます。内訳は、ゼロカーボンビレッジ推進調査業務（庁舎実施設計分）の新規計上で、先ほど説明した国庫補助金の減額による不足分に充てるものでございます。

以上で一般会計補正予算歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君） それでは、総務課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

12ページをお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額

に4,000円を追加して4,749万8,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして4節共済費を増額しようとするものでございます。

13ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に2,356万8,000円を追加して2億6,233万4,000円にしようとするものです。補正内容は、人事異動に伴い、職員人件費の2節給料から4節共済費まで768万1,000円を増額しようとするものでございます。細目2、一般管理費におきましては、12節委託料で地域おこし協力隊募集支援業務及び活動推進支援業務委託料として1,532万8,000円を新規計上しようとするものでございます。これは、移住、定住人口の創出と地域経済の活性化の呼び水に必要な人材を地域おこし協力隊で募集し、地域特性を踏まえた起業や地域課題の解消を図るビジネスの創出を起業型地域おこし協力隊の積極的活用により雇用の創出と移住、定住の定着を図ろうとするもので、人材募集業務と隊員の活動費、報償費を業務委託するものでございます。なお、財源は一般財源での区分としておりますが、特別交付税での措置を予定しております。細目3、地域公共交通会議費では、10節需用費の修繕費でむらバスのクラッチ交換費として55万9,000円を新規計上しようとするものでございます。これは、以前から不具合が報告されておまして、トランスミッションの調整等により運行を継続してきましたが、改善されず、悪化している状況から、バス販売メーカーとも相談の上、交換しようとするものでございます。

14ページになります。2目文書広報費、既定額に9万円を追加して664万6,000円にしようとするものです。補正内容は、13節使用料及び賃借料で9万円の増額、例規システム使用料の増額に対応するものでございます。

8目企画費、既定額から4,403万1,000円を減額して1億171万円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料で4,405万9,000円の減額、歳入の国庫支出金でエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金の減額計上がありました。当村では当初総額1億1,000万余りの事業提案を行いました。全国的に予算枠が超過する状況から、今年度の当村への配分は50%採択となりました。それを受け、事業内容の見直しにより約4,400万円減の6,600万円の事業費で既に交付申請及び交付決定の手続を了しております。約5,500万円の補助金充当後の事業残約1,100万円につきましては、歳入21款で計上しております。過疎対策事業債1,080万円を措置させていただいております。

10目集会施設管理費、既定額に93万5,000円を追加して1,667万9,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費の修繕費で都住民センターの外灯LEDの改修費55万6,000円、同じくコミュニティセンターの消防設備の修繕費4万3,000円、合計59万9,000円の増額、同じくコミュニティセンター2階の講堂のストーブの新規購入費といたしまして備品購入費33万6,000円を計上しようとするものでございます。

30ページのほうをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から17万1,000円を減額して198万3,000円にしようとするものでございます。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

なお、31ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算についてご説明させていただきます。

15ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、12目物価高騰対応重点支援事業費（令和6年度非課税化等）、新規に915万7,000円を計上するものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で、令和5年度課税世帯で令和6年度が非課税世帯に対し10万円掛ける20世帯で200万円、令和5年度課税世帯で令和6年度課税が均等割のみの世帯に対し10万円掛ける20世帯で200万円、令和5年度課税世帯で令和6年度課税が均等割のみ世帯または非課税世帯の子供1人に対し5万円掛ける10件で50万円、令和6年度の調整給付金として4万円掛ける100件で400万円としております。この調整給付金は、令和6年度の所得税から3万円を、令和6年度の住民税から1万円を減税できなかった場合、その差額分を給付金として支給するものであります。10節需用費で13万4,000円及び11節役務費で52万3,000円につきましては、本給付金の事務費として計上するものです。こちらにつきましては、歳入で物価高騰対応重点支援地方創生臨時特別交付金で賄われております。

19ページ目をお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、既定額に135万6,000円を追加し、2億6,221万円にしようとするものです。内訳は、需用費で赤井川村火葬場建屋の修繕費として計上するもので、雨漏り対策、煙突等の外壁補修等を実施したいと考えております。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） それでは、保健福祉課所管歳出予算についてご説明させていただきます。

16ページへお戻りください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から611万円を減額し、1億2,890万2,000円にしようとするものです。人事異動による人件費の減額のほか、12節委託料では北後志地域相談支援事業委託料として17万円の増額、21節補償補填及び賠償金については北後志地域相談支援事業における消費税課税に係る延滞税、加算税の確定に伴い、赤井川村が負担する費用として7万8,000円の増額、22節償還金利子及び割引料として障害者総合支援事業費国庫補助金返還金として24万9,000円、27節については国保特別会計への一般会計繰出金として74万1,000円を増額計上するものです。

続きまして、17ページ中段、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に9万円を

追加し、2,998万2,000円にしようとするもので、児童手当制度改正対応に伴う時間外勤務手当及び職員共済費を増額するものです。

次に、3目保育所運営費、既定額に3万3,000円を追加し、2,028万6,000円にしようとするもので、故障に伴い、保育所用プリンターを新たに購入しようとするものです。

続きまして、4目児童措置費、既定額に32万4,000円を追加し、1,301万4,000円にしようとするもので、児童手当制度改正に伴う事務費5万5,000円と児童手当システム改修業務委託料を26万9,000円増額しようとするものです。

続きまして、19ページに進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から666万2,000円を減額し、2,851万円にしようとするもので、人事異動による職員人件費を減額するものです。

次に、4目診療所費、既定額に617万5,000円を追加し、3,522万4,000円にしようとするもので、12節委託料は赤井川診療所に10月から新たに電子カルテシステムを導入するための費用及び関連する運用保守費用として589万7,000円を、13節使用料及び賃借料として診療所用活動車両を新たにリースするために計上するもので、車種は軽4ハイブリッド車を計画しております。

以上で保健福祉課歳出予算についてご説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩井英明君） 神産業課長。

○産業課長（神 信弘君） それでは、産業課所管一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

21ページを御覧ください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額に194万3,000円を増額し、4,943万4,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による人件費を補正しようとするものです。

5款1項5目農地費、既定額に3万9,000円を増額し、3,180万2,000円にしようとするものです。内訳は、16節公有財産購入費で今年度実施予定であります道営事業による畑地かんがい管路用地として国有地買収費2万8,000円を新規計上するものでございます。22節償還金利子及び割引料で、多面的機能支払交付金について都地区保全隊への補助金のうち一部が北海道新幹線工事に伴い対象面積が減少となったことにより、国費7,000円、道費4,000円の合わせて1万1,000円の返還金を新規計上するものでございます。

22ページをお開きください。5款2項林業費、1目林業総務費、既定額に37万9,000円を増額し、2,525万円にしようとするものです。内訳は、研修参加に係る普通旅費32万円の増額、有害鳥獣駆除隊員への感謝状筆耕料1万円の増額、森林整備地域活動支援交付金の事業量の増により33万7,000円を増額しようとするものです。

23ページを御覧ください。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に143万3,000円を増額し、1億5,340万9,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による人件費を補正するもののほか、赤井川村観光協会の解散に伴い、観光事業費の一部を赤井川村

商工会へ引き継ぐことから、商工会運営事業補助金60万円を増額、また新型コロナウイルス感染症対策として中小企業者への経営の安定及び経営基盤の強化を目的に実施した利子補給交付事業が完了したことにより、交付金返還金47万5,000円を新規計上しようとするものでございます。

24ページをお開きください。6款1項2目観光費、既定額から99万1,000円を減額し、4,707万5,000円にしようとするものです。内訳は、観光協会の解散に伴い、村観光振興事業補助金170万円を皆減、観光協会で実施しておりました冷水峠展望所案内看板の管理作業費1万4,000円を新規計上、また道の駅あかいがわにおいて秋に開催予定のイベントへの事業補助金50万円を新規計上、同じく道の駅あかいがわの来場者カウンターにつきまして故障のため、備品購入費19万5,000円を新規計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

25ページを御覧ください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に450万円を加え、1億4,112万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費150万円の増額、14節工事請負費300万円の増額、需用費につきましては赤井川中学校横の排雪敷地整備費の新規計上による増額でございます。工事請負費につきましては、村道維持整備工事の増額でございます。

次に、2目道路新設改良費、既定額に280万7,000円を加え、1億1,591万1,000円にしようとするものです。内訳は、共済費7,000円の増額、12節委託料280万円の増額、共済費につきましては人件費の実績による増額でございます。委託料につきましては、市町村積算支援業務委託料の新規計上による増額でございます。

次に、3目橋梁維持費、既定額に310万円を加え、6,610万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料290万円の増額、16節公有財産購入費20万円の増額、委託料につきましては共栄東橋架け替え工事に伴う用地確定測量業務委託料の新規計上による増額でございます。公有財産購入費につきましては、共栄東橋架け替え工事に伴う用地買収費の新規計上による増額でございます。

続いて、26ページを御覧ください。7款4項都市計画費、2目小公園管理費、既定額に18万円を加え、4,405万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費18万円の増額、これにつきましては落合ダム親水広場管理費に係る消耗品の増額でございます。

次に、7款5項住宅費、1目住宅管理費、既定額から60万5,000円を減じ、1億1,610万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、2節給料62万円の減額、3節職員手当等6,000円の増額、4節共済費9,000円の増額、これにつきましては人件費の実績による増

額でございます。

続きまして、29ページを御覧ください。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費1,300万円を新規計上しようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費1,300万円の新規計上、これにつきましては落合線道路災害復旧工事の新規計上による増額でございます。財源につきましては、現在一般財源となっておりますが、緊急自然災害防止対策事業債が採択された場合は財源補正をいたしたいと思っております。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の27ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から6,000円を減額し、6,057万3,000円にしようとするものです。内訳は、主に人事異動による職員人件費の増減になります。人件費以外では、13節使用料及び賃借料で昨年度途中から利用を開始しています共通図書管理システム利用料の今年度分を計上するものです。

次に、同ページ下段から次の28ページにかけて御覧ください。9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に79万2,000円を追加し、2,635万8,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料で導入準備を進めていました校務支援システムについて本格運用となる年間利用料を各小学校の学校管理費に計上しようとするものです。

続きまして、28ページに移ります。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に39万6,000円を追加し、1,421万4,000円にしようとするものです。内訳は、小学校費と同様に校務支援システムの年間利用料を計上しようとするものでございます。

続きまして、9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額に25万1,000円を追加し、915万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で郷土資料館の災害対応用修繕費の追加、こちらは5月12日の強風により破損した郷土資料館の屋根を修繕しようとするものとなっております。

最後に、下段を御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に9万9,000円を追加し、2,418万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で体育館の修繕費で春の消防設備点検で不備の報告があった設備を改善しようとするものでございます。内容につきましては、受信機の予備電池の交換と誘導灯の取替えとなっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） 引き続き、令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

4 ページ目をお開きください。2、歳出、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、既定額に 2 万1,000円を追加し、2 万2,000円にしようとするもので、被保険者の資格を喪失した方へ保険料還付金を支払うための増額の補正となっております。

続きまして、5 ページ目になります。4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、既定額から 2 万1,000円を減額し、17万9,000円にしようとするもので、予算調整を行うものです。

続きまして、令和 6 年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明します。

6 ページ目をお開きください。2、歳入、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、既定額に 74 万1,000円を追加し、1,905 万8,000円にしようとするもので、歳出予算で説明します職員人件費の増額分を繰入れしようとするものです。

次のページへ進みます。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、既定額に 74 万1,000円を追加し、579 万円にしようとするもので、人事異動による職員人件費を増額計上するものです。

なお、終わりになりますが、8 ページ以降に人件費補正に係る給与費明細書を添付していることを申し上げ、後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計の補正予算のご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 35 号から議案第 37 号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号から議案第 37 号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第 16 同意案第 1 号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第 16、同意案第 1 号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案について提案を説明させていただきます。

同意案第 1 号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

記として、氏名、工藤嘉峰、生年月日、昭和55年1月7日生まれ、住所は赤井川村字池田226番地の8でございます。

略歴を次ページに添付しております。氏名については工藤嘉峰、生年月日、昭和55年1月7日生まれの満44歳の男性です。住所については字池田226番地の8、新任期につきましては令和6年7月29日から令和9年の7月28日までの3年間でございます。最終学歴については、北海道立農業大学校を卒業しております。主な職歴としては、平成14年より現在まで農業に従事しております。主な公職、社会活動歴はございません。また、新規の任期ということでございます。

工藤さんについては、赤井川で就農以来農業に従事されておりました、新規就農として活躍されている方でございます。何とぞご審議の上、ご同意いただけるようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第1号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

◎日程第17 諮問案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、諮問案について説明をさせていただきます。

諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年6月17日提出、赤井川村長。

記として、氏名は藤井眞実子、生年月日、昭和29年11月3日、住所、赤井川村字都170番地2でございます。

略歴が次ページにございます。氏名につきましては藤井眞実子、生年月日、昭和29年11月3日生まれ、満69歳の女性でございます。住所、字都170番地2、新任期につきましては令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。最終学歴は、愛知県立名古屋高等技術専門校窯業校を卒業しております。主な職歴は、平成14年1月から株式会社クラフト工房でございます。主な公職等と社会活動歴としましては、国勢調査員を令和2年8月27日から令和2年10月26日、赤井川村協議体第2層コーディネーターとして平成29年4月から現在まで活躍されてございます。

藤井さんにつきましては、赤井川村に移住以来地域活動に貢献をされている方で、地域のことに精通している方でございますので、推薦をしたいと思っております。つきましては、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論についても省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

諮問案第1号の候補者は適任であるとして答申することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについては、適任であるとして答申することに決定いたしました。

◎日程第18 決議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、決議案第1号 令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題といたします。

事務局に朗読させ、説明といたします。

○議会事務局長（横井慎之君） それでは、朗読いたします。

決議案第1号 令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について。

会議規則第14条の規定により上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和6年6月17日提出、提出者、赤井川村議会議員、川人孝則、賛成者、赤井川村議会議員、山口芳之。

理由としましては、議会の円滑な運営と議員の資質向上、親睦を図り、村の振興発展に資するため、議員研修等の計画を定める。

次のページになります。令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議。

期日、場所、対象者、内容の順に読み上げます。

令和6年7月2日、札幌市、全員、北海道町村議会議員研修会。

令和6年7月16日、留寿都村、全員、後志町村議会議員研修・交流会。

令和6年8月29日、ニセコ町、全員、後志町村議会議員研修会。

令和6年10月30日から11月1日、香川県高松市、徳島県海陽町、議長、北後志町村議会議長研修視察。

令和6年11月13日から11月15日、神奈川県寒川町ほか、議長、後志町村議会議長研修視察。

決定していない部分及び変更のあった場合の取扱いについては、議長一任といたします。

以上決議する。

令和6年6月17日提出、赤井川村議会。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） これより決議案第1号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決議案第1号 令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号 令和6年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました研修等の計画につきましては、その実施に当たる特段のご配慮をお願い申し上げます。

◎ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、北海道町村議会議長会より、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

(午前10時48分散会)